

日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地に関する今後の確認・検証作業の進め方について

報道関係者 各位

令和元年 9 月 19 日

【照会先】

社会・援護局 事業課

課長 吉田 和郎（内線3446）

課長補佐 佐藤 宏（内線3447）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2228

これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について

- 1 今般、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について、事実関係を整理し、相手国（ロシア）と情報共有を行ったことから、別添のとおり、発表します。
- 2 今後の確認・検証作業の進め方については、専門家、遺族等の関係者からのご意見を伺うとともに、相手国（ロシア）との協議なども踏まえてとりまとめ、別途発表します。

（配布資料）

- 別添：これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地
- 参考：旧ソ連・モンゴル地域の収容埋葬地に係る DNA 鑑定状況

これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が
収容された可能性が指摘された埋葬地

(1) 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例(1埋葬地)

【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

※ 4埋葬地とも平成23年度(厚生労働省が、戦没者遺骨の所属集団の特定の必要が生じた際にDNA分析を参考資料として初めて用いた年)以前の事例

(1)－1 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例

収容埋葬地	ザバイカル地方 第24収容所第13支部	
収容時期	平成26年8月	
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	
収容柱数	16柱(検体が採取できたのは16柱すべて)	
日本人である蓋然性が 高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	
	遺留品等	なし
	骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施 (遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年3月	
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期	平成29年3月	
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし	
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成30年6月(※1)	
DNAから見た日本人である可能性の確認の結果が報告された時期	平成30年8月(※2)	

※1 平成30年6月のDNA鑑定人会議において、遺族のDNAと照合を行う過程で、鑑定人の一人から、日本人の遺骨ではない可能性が指摘され、協議の結果、同鑑定人が、DNAから見た日本人である可能性の確認を行うこととなった。

※2 平成30年8月のDNA鑑定人会議において、DNAから見た日本人である可能性の確認を行った結果として、16柱全てについて「日本人の遺骨ではない」、または、「日本人の遺骨ではない可能性が高い」と報告された。

注) 鑑定人がロシアとの協議のために必要なデータと専門家の評価を記載した鑑定書を現在作成中。

(1)－2 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地
【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

収容埋葬地	①ケメロボ州 第526収容所第6支部	②クラスノヤルスク地方 第34収容所第8支部－1	③イルクーツク州 第7収容所第8部隊－2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊	④ハバロフスク地方 第2収容所第5支部付属 中央病院墓地
収容時期	平成25年9月	平成18年8月	平成12年7月 (現地調査は19年6月まで継続)	平成18年7月～22年7月
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)
収容柱数	2柱(検体が採取できたのは2柱すべて)	60柱(検体が採取できたのは45柱)	90柱(検体が採取できたのは72柱。ただし2柱は鑑定に適さず。)	135柱(検体が採取できたのは128柱)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	なし	なし	なし	なし
骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	なし(平成12年当時、作業要領上規定なし)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年2月	平成20年12月	平成28年3月	平成23年4月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成29年3月	平成19年10月(※1)	平成29年3月	平成23年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし	なし	なし	なし
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成31年3月	平成30年3月	平成29年12月	平成24年6月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	2柱	45柱	70柱	128柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数(鑑定に適さなかったものを除く。)から身元特定数を引いた数

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

収容埋葬地	①ハバロフスク地方 第2収容所・第3支部 マンガクト駅地区	②ハバロフスク地方 第3475特別野戦病院ヴァニノ地区	③イルクーツク州 第7収容所第22支部	④タンボフ州 第2022特別軍病院モルシヤンスク市 ノコチェツカ村墓地
収容時期	平成12年7月～15年7月	平成11年7月	平成12年7月	平成14年5月
日本への送還許可	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)
収容柱数	98柱(検体が採取できたのは96柱)	126柱(検体が採取できたのは126柱全て)	74柱(検体が採取できたのは74柱全て)	57柱(検体が採取できたのは57柱全て)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を収容	・遺留品(襟章、印鑑) ・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を収容	なし	・遺留品(認識票、階級章) ・治療痕(金歯)のある遺骨を収容
骨の形質の鑑定	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	あり(当時、作業要領上の規定はなかったが、ヨーロッパ人死亡者も埋葬されている埋葬地のため、ロシア側が鑑定人を派遣)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成20年3月	平成18年5月	平成17年12月	平成17年1月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成16年12月	平成15年6月	平成15年6月	平成15年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	2柱	1柱(但し、遺留品により身元判明したもの)	なし	14柱
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成21年2月	平成19年4月	平成18年3月	平成17年5月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	94柱	125柱	74柱	43柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかがわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数から身元特定数を引いた数

旧ソ連・モンゴル地域の収容埋葬地に係るDNA鑑定状況

参考

平成11年度
(DNA鑑定を実施
するための検体採
取を開始した年)
以降に遺骨を収容
した埋葬地
：**1 2 6 埋葬地**



収容遺骨から
検体を採取できた
埋葬地
：**1 2 4 埋葬地**



DNA鑑定人会議
において収容遺骨
の身元特定のため
のDNA鑑定が
行われた埋葬地
：**1 0 6 埋葬地**



DNA鑑定人会議において日本人でない
遺骨が収容された可能性が指摘された
埋葬地：**9 埋葬地**

・ DNAから見た日本人である可能性の確認に
至っているもの

【A】 (1 埋葬地)

・ DNAから見た日本人である可能性の確認には
至っていないもの

【B】 (4 埋葬地)

【C】 (4 埋葬地)

※令和元年8月末時点

注) 今後、各埋葬地の担当の鑑定人(鑑定機関)に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA鑑定人会議の場において指摘していただく。

Press Release

令和元年10月4日

【照会先】

・「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」に関する事

社会・援護局援護企画課

課長補佐 橋口 真治 (3454)

直通 03-3595-2228

・「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」に関する事

大臣官房総務課

企画官 佐藤 俊 (8632)

直通 03-3502-6903

・「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」に関する事

社会・援護局事業課

課長補佐 萩原 竜佑 (3439)

直通 03-3595-2228

報道関係者 各位

9月19日に公表した9事例についての今後の進め方等 (日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地関係)

9月19日に、これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について、事実関係の発表を行ったところです。

別途発表することとしていた今後の確認・検証作業の進め方について、専門家、遺族等の関係者からのご意見、今般のロシアとの協議等も踏まえ、整理しましたので発表します。

(配布資料)

○別添 今後の確認・検証作業の進め方について

今後の確認・検証作業の進め方について

【検討を行う場】

- 平成 29 年 12 月に設置された「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」(座長:戸部良一防衛大学校名誉教授。以下「有識者会議」という。)(別紙 1)に、構成員として DNA 鑑定の専門家を加えるとともに、オブザーバーとして、日本遺族会を加える。
- また、有識者会議の下に、新たに、
 - (1) 「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」(以下「調査チーム」という。)(別紙 2)
 - (2) 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」(以下「専門技術チーム」という。)(別紙 3)を設置する。
- 有識者会議において、各チームからの報告を受け、厚生労働省への意見をとりまとめる。
※ 調査チームから有識者会議への報告は 1 ヶ月を目途に、専門技術チームから有識者会議への報告は年度内を目途に行うことを目指す。

【検討すべき課題】

(1) 調査チーム

戦没者の遺骨収集事業に関し、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う。

(2) 専門技術チーム

① 鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地に係る遺骨(9 事例、597 柱)について、

- ア 現地での鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認
- イ 日本人である可能性の確認

② 日本人である可能性の標準的確認方法の提示

※ 現時点における確認方法の評価、新たな技術を応用することの課題の整理を行った上で日本人である可能性の標準的確認方法を提示する。また、他分野の技術についても広く探索しその活用を検討する。

③ ①・②を踏まえた今後の遺骨収集の作業手順の検討

【来年度以降の対応予定】

- 年度末の専門技術チームから有識者会議への報告及びその報告を受けた有識者会議の意見に基づき、厚生労働省において、各国ごとの事情を踏まえ、当該国における遺骨収集の手順を新たな作業手順に改める。
- すでに収容した9事例以外の遺骨について、②で示された標準的確認方法に基づき、来年度以降に改めて確認を行う。
- ②で示された標準的確認方法は、現時点での利用可能な技術に基づいた方法であるため、技術の進歩に伴い逐次改善する。

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議 開催要綱

1. 目的

戦没者の遺骨収集等事業を行う指定法人（以下「指定法人」という。）の業務運営及び会計処理の適正実施、並びに厚生労働省が行う指定法人への指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集等事業の適正実施のため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催し、厚生労働省に対して、法律や法人コンプライアンス、会計などの専門的な見地から意見及び助言を述べる。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は、法律、会計専門家及び学識経験等を有する者のうちから、社会・援護局長が別紙のとおり参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は、構成員の互選により選出する。

3. 運営

- (1) 会議の議事は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、社会・援護局援護企画課において行う。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が社会・援護局長と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する
有識者会議 構成員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属
あさむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
いぬぶし ゆきこ 犬伏 由子	慶應義塾大学名誉教授 東京家庭裁判所家事調停委員
くまがい のりかず 熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
たけうち ひろよし 竹内 啓博	公認会計士・税理士竹内事務所 公認会計士・税理士
とべ りょういち 〇戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授
はまい かずふみ 浜井 和史	帝京大学学修・研究支援センター准教授

注 〇は座長

※ オブザーバー参加

日本戦没者遺骨収集推進協会

日本遺族会

日本人でない遺骨が収容された可能性が
指摘された後の対応に関する調査チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 調査チームは、座長が指名する別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 主査は、調査チームに補助員を置くことができる。
- (3) 調査チームの構成員及び補助員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

調査チームの事務は、厚生労働省大臣官房総務課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、調査チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

別紙2の別紙

日本人でない遺骨が収容された可能性が
指摘された後の対応に関する調査チーム 構成員

(五十音順、敬称略)

くまがい のりかず 熊谷 則一 ○	涼風法律事務所 弁護士
とべ りょういち 戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授

注 ○は主査

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する
専門技術チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けたことを踏まえ、当該遺骨が日本人の遺骨であるかの確認を行うとともに、日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法や、今後の遺骨収容時の作業手順における日本人の遺骨であることの確認のあり方等の検討を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下「専門技術チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 専門技術チームは、別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 専門技術チームの構成員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

専門技術チームの事務は、厚生労働省社会・援護局事業課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、専門技術チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

別紙 3 の別紙

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する
専門技術チーム 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひで き 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
きたがわ み さ 北川 美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひで き 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
もりかわ えい じ 盛川 英治	日本遺族会事務局長
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 歯学教授

注 1 ○は主査

注 2 必要に応じ、上記構成員以外の者を参集する場合がある。

遺骨収集における援護局内のガバナンスの強化について

令和元年 10 月 4 日
社会・援護局援護企画課

- 本日（10月4日）付で、遺骨収集事業の統括、企画、進捗の管理を徹底するため、援護担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置する。

【主査】援護担当審議官 【副主査】援護企画課長
【構成員】事業課長、事業推進室長、鑑定調査室長 等

- 遺骨収集事業に関するPDCAサイクルの確立と見える化を図るため、「有識者会議」（「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」）に対して、定期的に、遺骨収集事業全体の進捗状況を報告し、意見を聞くこととする。

（※）「有識者会議」の事務局は、事業課から分離し、援護企画課に移管。

- 最新の研究動向の把握のために外部有識者を活用する。
具体的には、今回設置した「専門技術チーム」には、年度末のとりまとめ以降も継続してご意見を伺うこととする。
- 研究成果を実務に取り入れるため、専門家を登用する。
具体的には、社会・援護局長に「参与」を設置し、国の立場での対外説明・交渉に関する助言、各学問分野の最新動向の把握、調査研究の立案に関する助言、各分野の研究結果の統合など、遺骨収集事業に対して技術的な助言を行う。
参与の人選については、調整中。

【本件についての連絡先】
社会・援護局
遺骨収集事業統括チーム
担当 本後（内3442）
直通 03-3595-2235